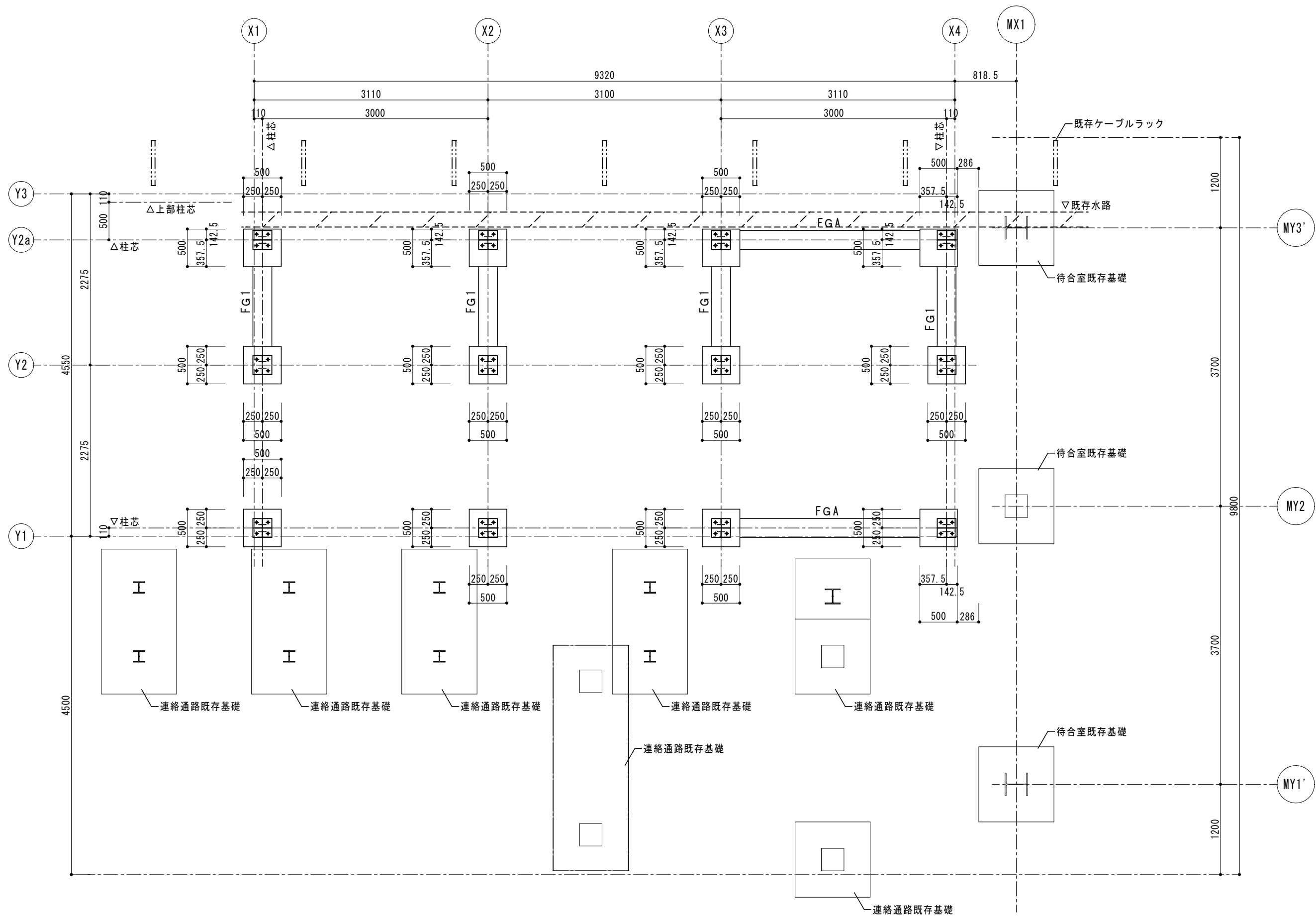


[耐火認定FP60FL-9095, 9101, FP120FL-9107, 9113用]

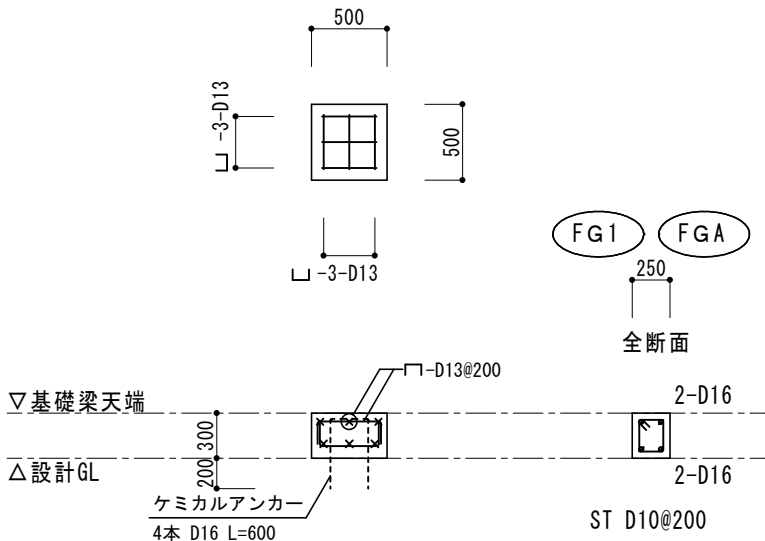
Q Lデッキ合成スラブの設計・施工は、(社)日本建築学会「各種合成構造設計指針・同解説」「鉄骨工事技術指針」「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5鉄筋コンクリート工事及びJASS6鉄骨工事」、(一社)日本鋼構造協会「デッキプレート床構造設計・施工標準 2018」、合成スラブ工業会「合成スラブの設計・施工マニュアル」、Q Lデッキ設計マニュアル・同施工マニュアルによる。

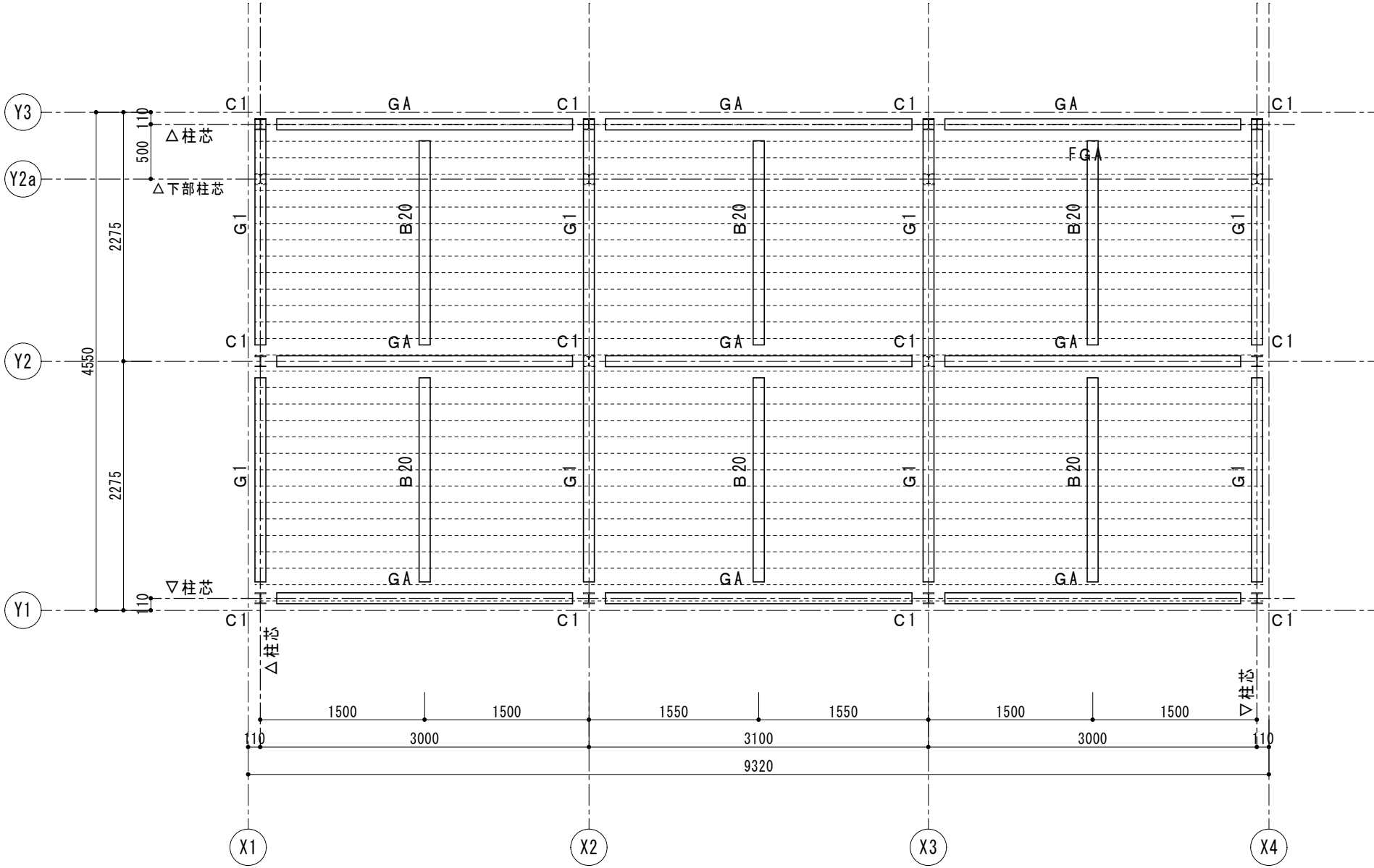
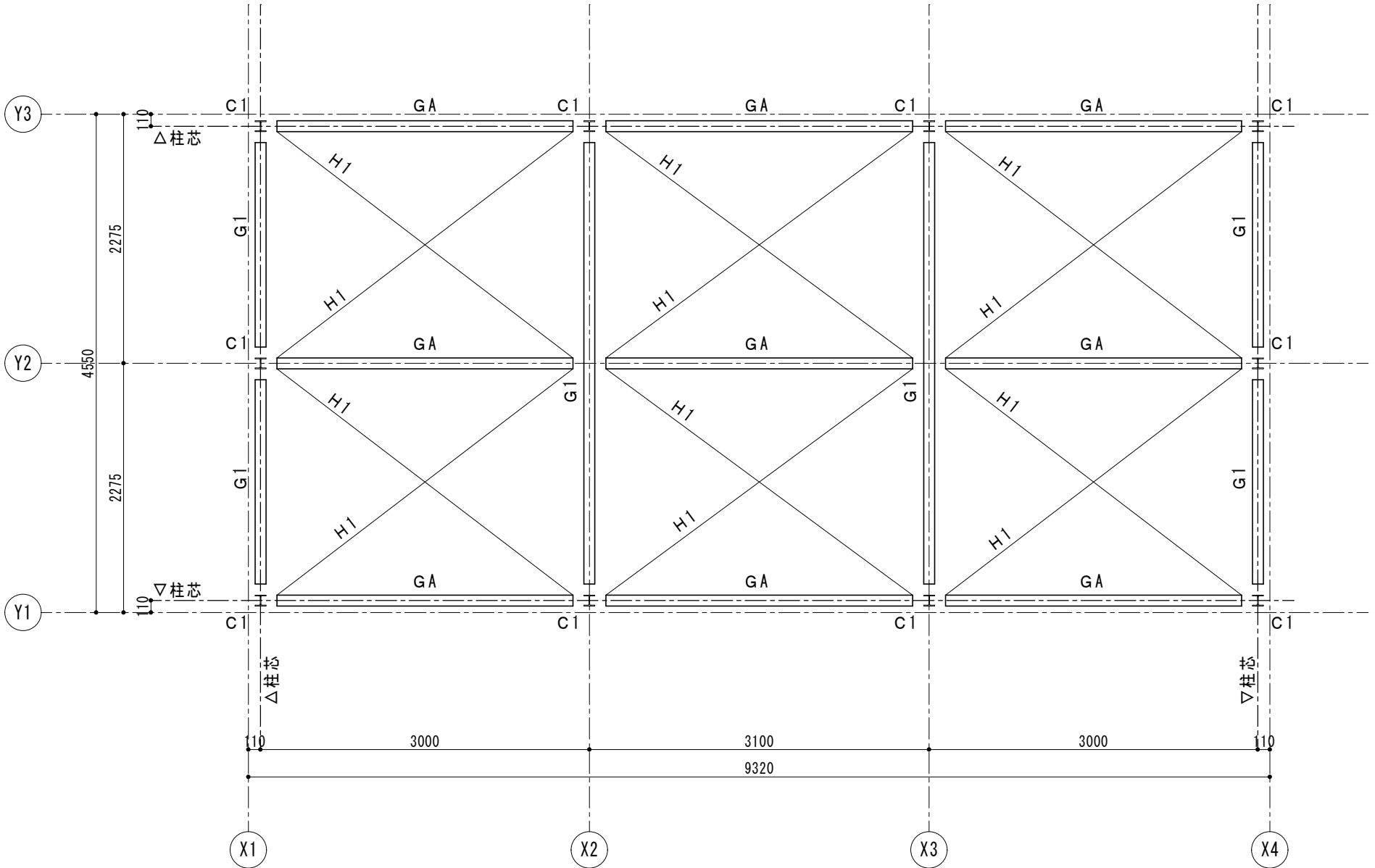
2021/7/0



特記事項		
鉄筋コンクリート $F_c = 24 + S N / \text{mm}^2$		
鉄筋	D 19 ~ D 25	S D 3 4 5
	D 10 ~ D 16	S D 2 9 5

※コンクリート最小かぶり厚さは60mmとする。
※鉄筋腐食因子である塩化物イオンのコンクリート内への浸透を防ぐ為、
けい酸塩系表面含浸材にて表面被覆を施工する。





D. PL 床部分仕様

D. PL 方向を示す

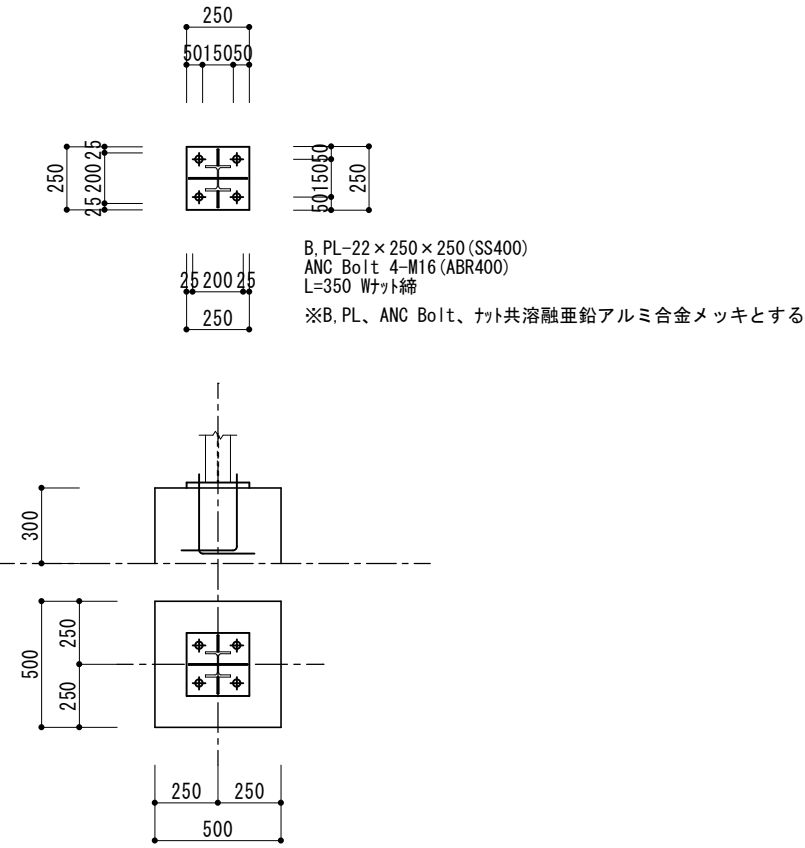
D. PL QL t=1.2 H=50 焼き抜き栓溶接

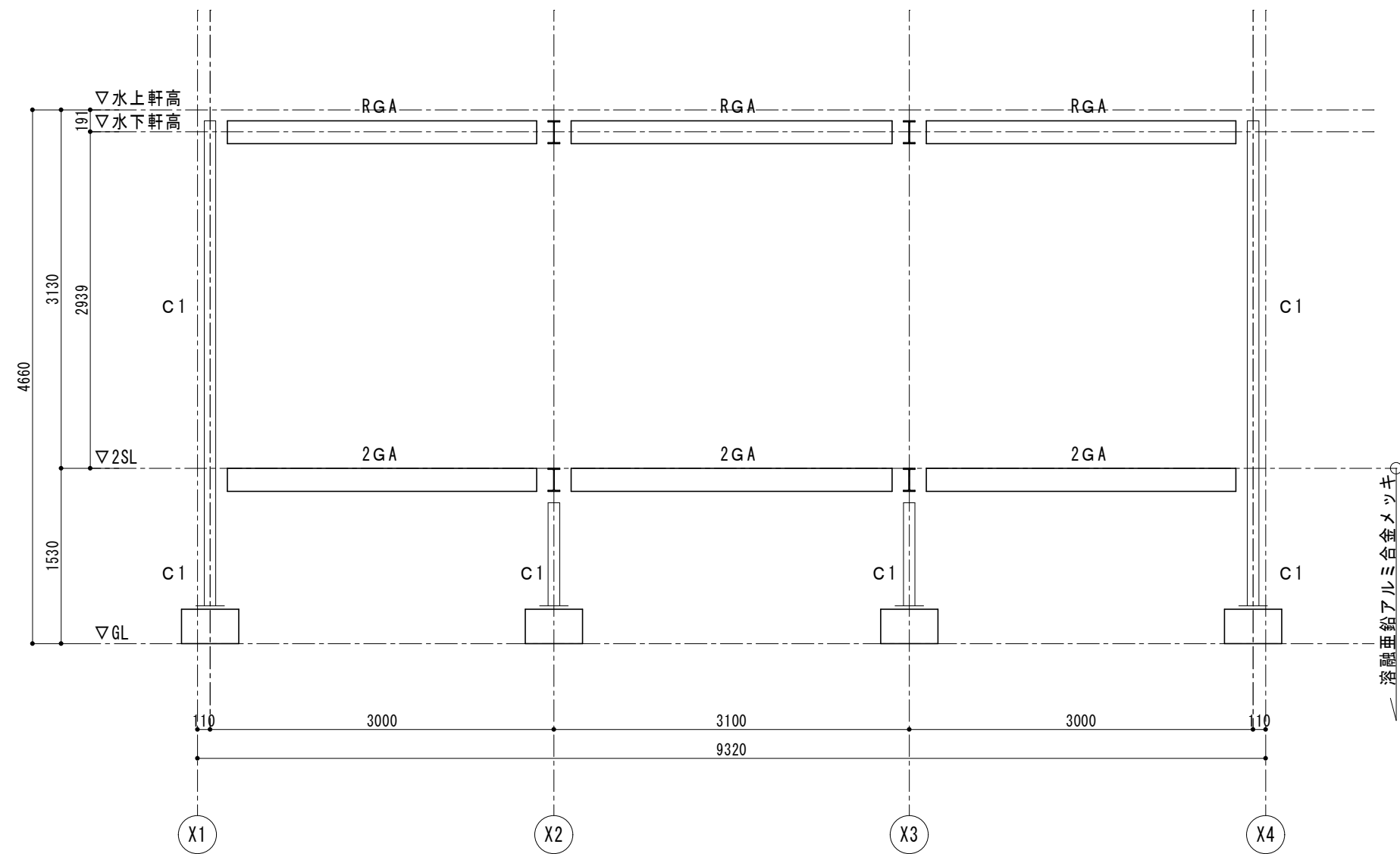
コンクリート 山上 80 鉄筋径30共 D10-200@

＜部材リスト＞

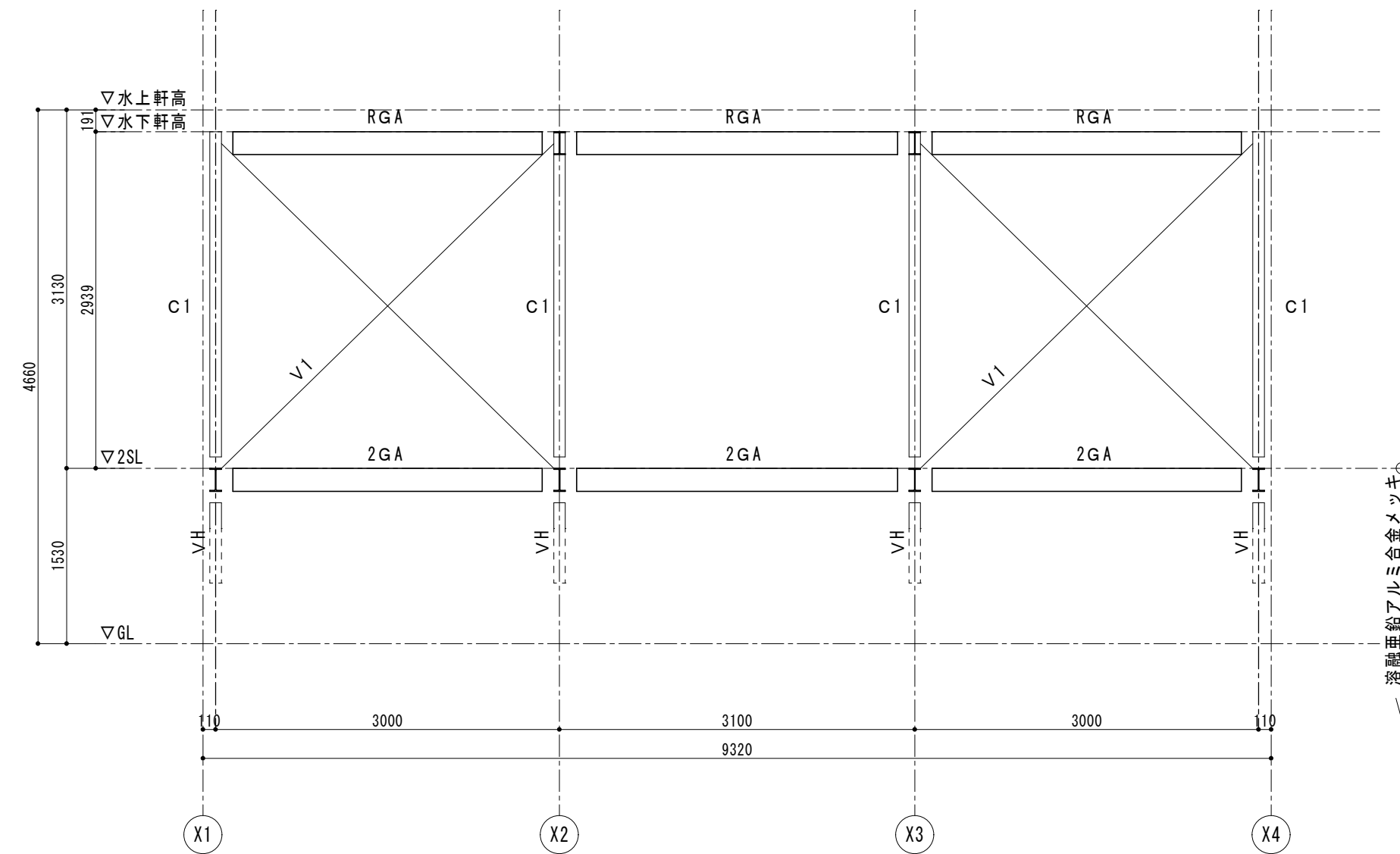
記 号		断 面 サ イ ズ	備 考	材 種	防食仕様
RGA 2GA	RG1 2G1	H - 200 X 100 X 5.5 X 8	PL - 6 HTB 2-M16	SS400	注
B20		H - 200 X 100 X 5.5 X 8	PL - 6 HTB 2-M16	SS400	注
C 1		H - 100 X 100 X 6 X 8	B. PL-22×250×250 (SS400) ANC Bolt 4-M16 (ABR400) PL - 9 HTB 2-M16 L=350 ナット締	SS400	注
V 1		1 - M16 JIS規格品 (ターンバ ックル付)	PL - 9 HTB 1-M16	SS400	
V 2	V 3 V 4	1 - M24 JIS規格品 (ターンバ ックル付)	PL - 12 HTB 2-M20	SS400	注
V 5		1 - M27 JIS規格品 (ターンバ ックル付)	PL - 12 HTB 2-M20	SS400	
V H		H - 100 X 100 X 6 X 8	PL - 9 HTB 2-M20	SS400	注
H 1		1 - M16 JIS規格品 (ターンバ ックル付)	PL - 9 HTB 1-M16	SS400	
胴縁 (縦)		C - 100 X 50 X 20 X 3.2	PL - 6 (中ボルト) 2-M12 @455	SSC400	
開口補強部材		□ - 100 X 100 X 2.3		STKR400	

注：見え掛かり部材の防食仕様は『溶融亜鉛アルミ合金メッキ』とする

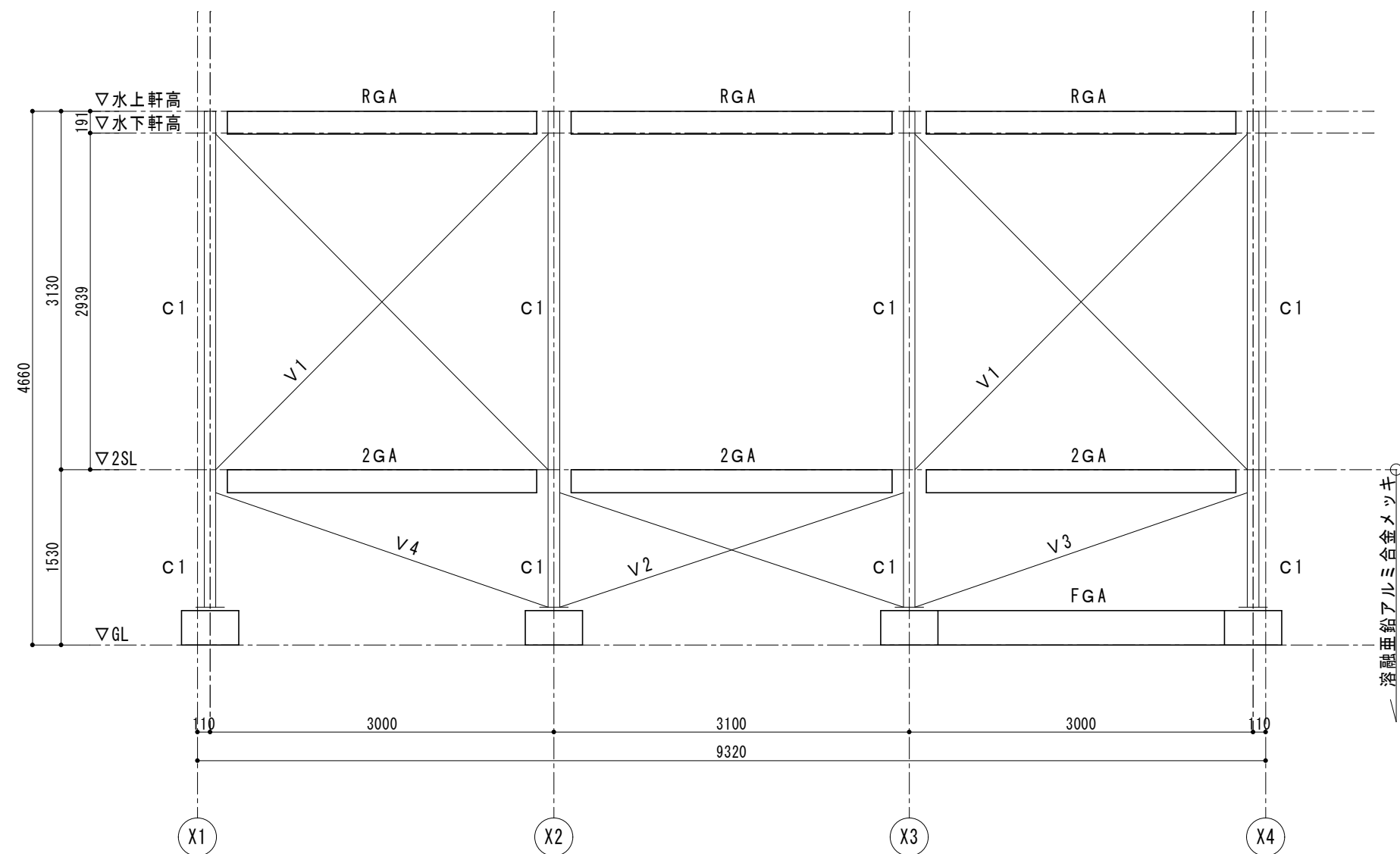




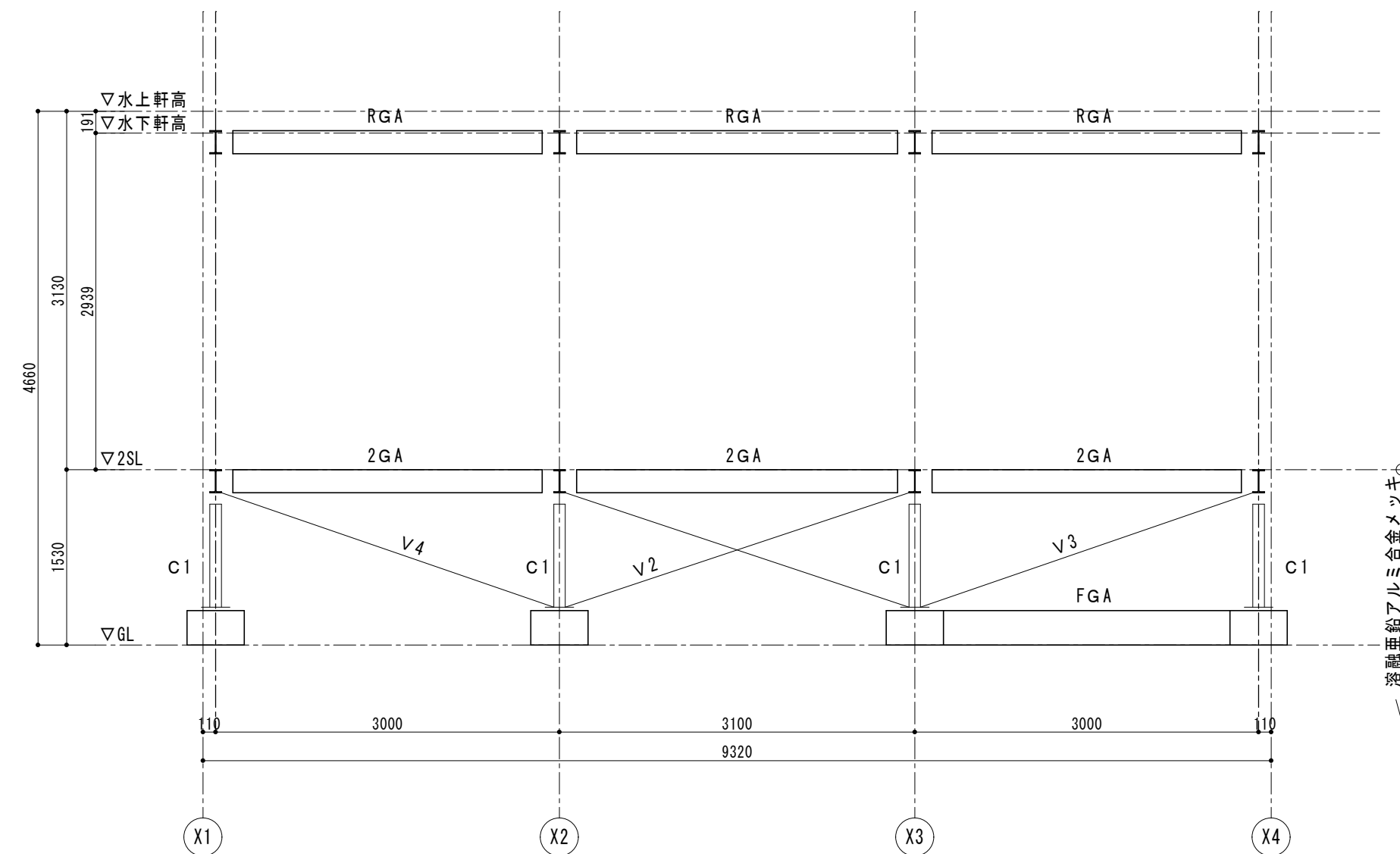
Y2通り軸組図 S=1/50



Y3通り軸組図 S=1/50

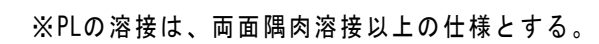
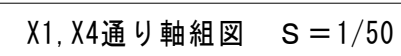
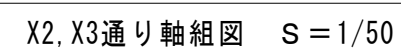


Y1通り軸組図 S=1/50



Y2a通り軸組図 S=1/50

特 記	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R7宮緒 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築 ●図面名 軸組図(1)	●図面番号 S-03 ●縮尺 A2=1/50	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士No.203045 藤川 勝幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長  藤川	設計長  近藤	担当者  崎川
					一級建築士No.203045	一級建築士No.226227	一級建築士No.372340



鉄骨詳細図 S = 1/30

特 記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7 宮緒 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築	●図面番号 S-04	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名 軸組図 (2)	●縮尺 A2=1/50		 藤川	 近藤	 崎川
					一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 372340

工事名：R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築（着手日指定型）

Ⅲ. 機械設備工事特記仕様書
1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等
- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
- 官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
- ・ 自家用電気工作物の保安規程(本工事に關し定める
 - ・ [既存施設の保安規程を適用(改修・増築等)]
 - ・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
 - ・ 本受電後引渡しまでの基本料金(本工事
 - ・ [別途])
- ② 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- ③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士
- 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
- 技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	どび	・ どび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業・ ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート・チ工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上り施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 銅製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業
	壁装	・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	○ 冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 他工事との工事区分
- 図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表(参考)」による。

4. 養生等
- ① 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
- ② 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次の①とおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	
注意事項	

5. 機材の品質等
- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- ② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - 2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー(簡易貫流ボイラー含む)、鋳鉄製ボイラー(鋳鉄製簡易ボイラー含む) 鋼製小型ボイラー(小型貫流ボイラー含む)、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
冷凍機	チリングユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む)、吸収冷温水機、吸収冷温水ユニット、遠心冷凍機

工事名：R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築（着手日指定型）

冷却塔	冷却塔
空気調和機	ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット(カセット形含む) コンパクト形空気調和機、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形、折込み形、袋形)、自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形)、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形)、密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用) 密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム、ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鋳鉄製ふた	マンホールふた、弁柵ふた

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- ④ 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

6. 施工調査
- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。
7. 総合試運調整
- ① 総合試運転調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。
- (監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2、2.3を参考にする。)
- ・ 風量調整
 - ・ 水量調整
 - ・ [室内外空気の温湿度の測定]
 - ・ 室内気流及びびんあいの測定
 - ・ 飲料水の水質の測定
 - ・ 雑用水の水質の測定
 - ・ 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

2章 共通工事

1. 耐震施工 (参考図書:建築設備耐震設計・施工指針(2014年版))
- ① 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
- なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- ・ 設計用水平地震力
機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - ・ 設計用鉛直地震力
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - ・ 施設の分類、地域係数
施設の分類([特定の施設] ・ 一般の施設) 地域係数([1.0] ・ 0.9)
 - ・ 重要機器
 - ・ 給水機器()
 - ・ 排水機器()
 - ・ 換気機器
 - ・ 空調機器
 - ・ 熱源機器
 - ・ 防災機器
 - ・ 監視制御装置
 - ・ 危険物貯蔵装置
 - ・ 火を使用する設備
 - ・ 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
- ・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。
- ② 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- ③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
- ① 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
- (・ 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
・ 試験箇所数 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。)
- ② 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- ③ 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
- (ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く)

3. 非破壊検査
- ① はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- ② 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 配管工事
- ① 配管材料については、次表による。
- | 用途 | 名 称 | 番 号 | 備 考 |
|----|-----|-----|-----|
|----|-----|-----|-----|

工事名：R 7 宮繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築（着手日指定型）

冷 媒	○ 冷媒用断熱材被覆銅管	JCDA 0009	ポリエチレン保温材（難燃性）
空調用排水 （屋内）	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742 を適用してもよい)
	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
排水・通気	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング銅管	WSP 042	DVLP
	排水・通気用耐火二層管		
排水 （地中埋設）	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9797	RS-VU

(注) 表中○印のある配管材料を本工事に適用する。

- ② 冷媒管に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする。
- ③ 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3)
- ④ 水圧試験、漏水試験、気密試験等は配管途中若しくは隠るべし、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕<2>2.9.1)

5. 保温・塗装工事

① 保温工事

- ・ 空調対象室部分(天井内を含む)に設置する全熱交換器の外気取入用ダクト及び排気用ダクトの保温は25mm厚とする。
- ・ 厨房用排気ダクトの断熱(隠ぺい部)
 - ・ $1 \cdot (イ) \cdot IX$ (又は $H \cdot (イ) \cdot IX$)
 - ・ 行わない
- ・ 断熱材被覆銅管の保温外装は次による。

	適用箇所	保温外装材	施工種別	保温材	備考
○	屋内露出	合成樹脂製カバー 保温化粧ケース(耐候性樹脂製)	A1	(□)	グラスウールにて成形とする。
○	屋外露出	ステンレス鋼板 溶融亜鉛アルミニウム亜鉛鉄板(JIS G 3321)	E2	(□)	グラスウールにて成形とする。
		保温化粧ケース(ステンレス鋼板製) 保温化粧ケース(高耐食めっき鋼板製(JIS G 3323))	E3	(□)	グラスウールにて成形とする。

- ・ 配管張及び補修等に伴うワイヤー等への補給配水管の保温は、標丈(2)3.1.4の温水管の項による。
- ・ 建物内エア抜き管の保温(エア抜き弁以降の配管は除く)は、標丈(2)3.1.4の温水管の項による。
- ・ 空調機、暖房、ファンコイル等の排水管の保温は、標丈(2)3.1.5の排水管の項による。
- ・ 給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
- ・ 消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
- ・ 給水用配管でパイプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。

② 塗装工事

- 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち垂鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。
- (屋内隠ぺい部分)
- 機械室、隠ぺい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
- 屋内、屋外及びビツト内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融垂鉛めっき製及び溶融垂鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
- 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、塗装を省略することが出来る。

6. その他共通事項

① 支持金物等

- 屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。

② 用途等の表示

- ・機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標丈＜1/1.74)
- なお、屋外及び水気のある場所(弁枠内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書式又は耐候シートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアルミ製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。

③ 制御配線、計装配線等

- ・使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3章 空調和設備・換気設備

1. 設計用温湿度条件

		外氣條件		室內（調整目標值）			
				一般系統			
		溫度 (DB)	溫度 (WB)	溫度 (DB)	溫度 (WB)	溫度 (DB)	溫度 (WB)
夏季	9:00	℃	%	28.0℃	50%	℃	%
	12:00	℃					
	14:00	℃	%				
	16:00	℃	%				
冬季		℃	%	19.0℃	40%	℃	%

2. 配管勾配

ドレン管の横走り管の勾配は、原則として1/100とする。

3. ダクト・制気口・ダンパー

① ダクト

・ダクトの区分(低圧ダクト) ・ 高圧1ダクト(範囲は図示) ・ 高圧2ダクト(範囲は図示))

- ・ 長辺の長さ1,500mm以下の長方形低圧ダクトの工法
 (コーナボルト工法 (共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法) ・ アンギュルフランジ工法)
 上記以外の長方形ダクト及び厨房排気ダクトは、アンギュルフランジ工法とする。
- ・ 厨房用ダクトの板厚は「火災予防条例準則の運用について」を適用する。
- ・ ダクトの防火区画貫通部は標準図〔施工42〕ダクトの防火区画貫通部施工要領による。

② チャンバー等

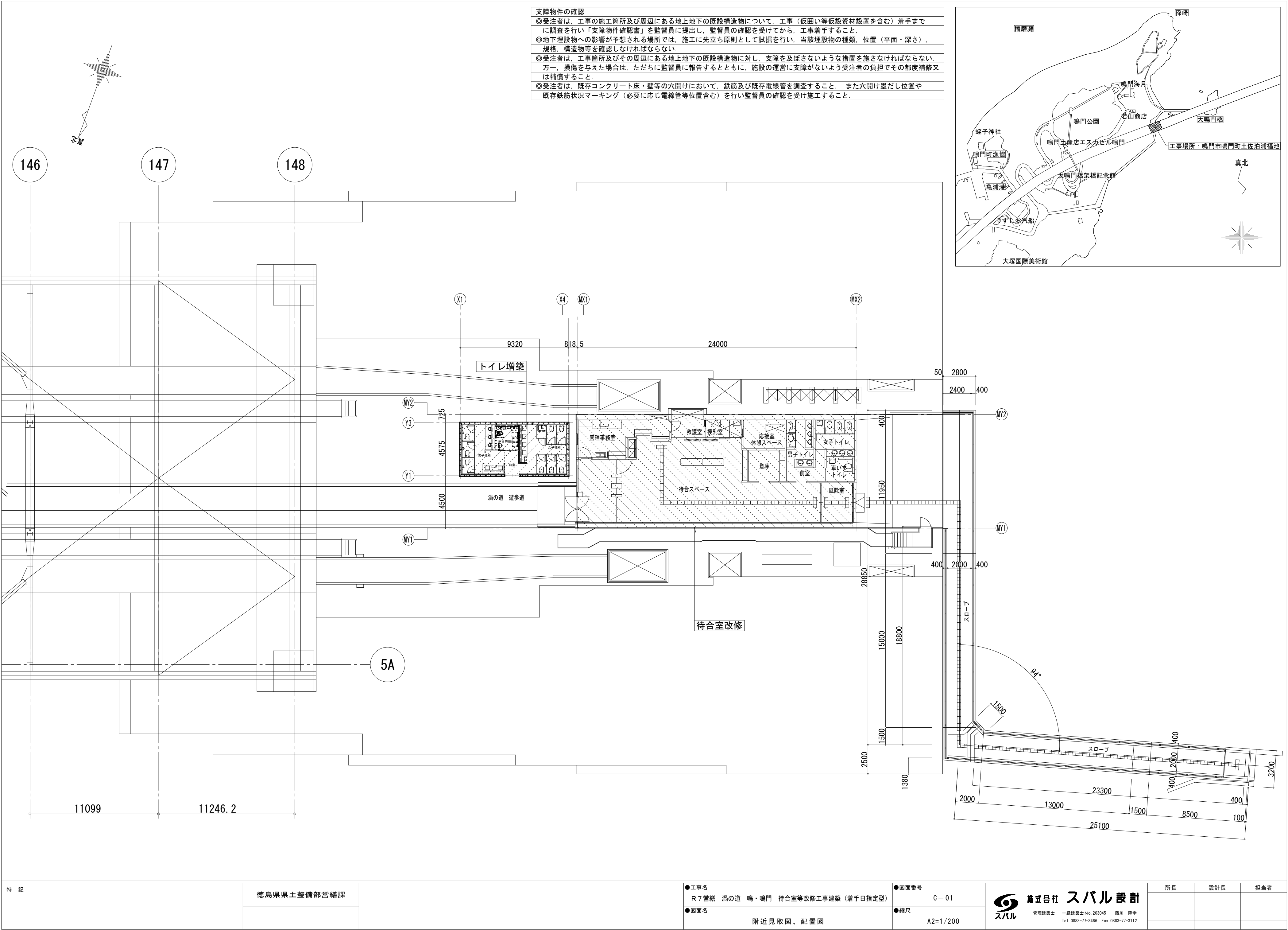
- 線状吹出口には(長さ+100mm)×幅300mm×高さ300mmの接続チャンバーを設ける。
- シーリングディフューザーの接続は、標準図(施工47)吹出口及び吸込口ボツスの例による。施工が困難な場所ではフレキシブルダクトを使用してもよい。
- 外壁に面するガラリにチャンバー等を設ける場合は、雨水等の滞留のないように施工する。
- 吹出口接続チャンバーには消音内貼りをする。

工事名：R7 宮繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築（着手日指定型）

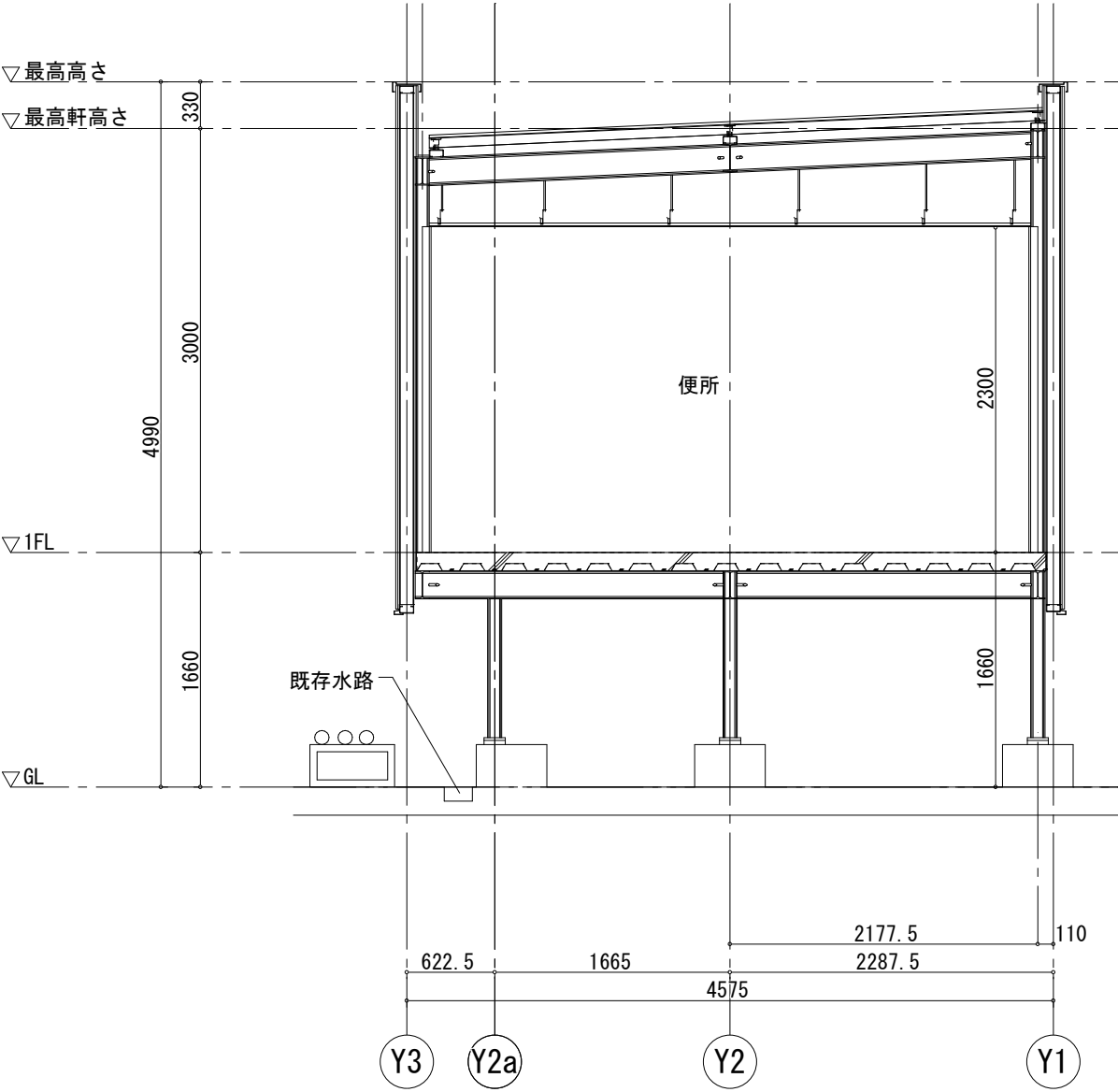
- ・ 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は、外形寸法とする。
- ・ 吹出口接続チャンパー以外の内貼りしたチャンパーには点検口を取付ける。点検口の大きさは、図面に記載なき場合、原則として400mm×600mmとする。

4. パッケージ形空気調和機（マルチ形、ルームエアコン、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機を含む）

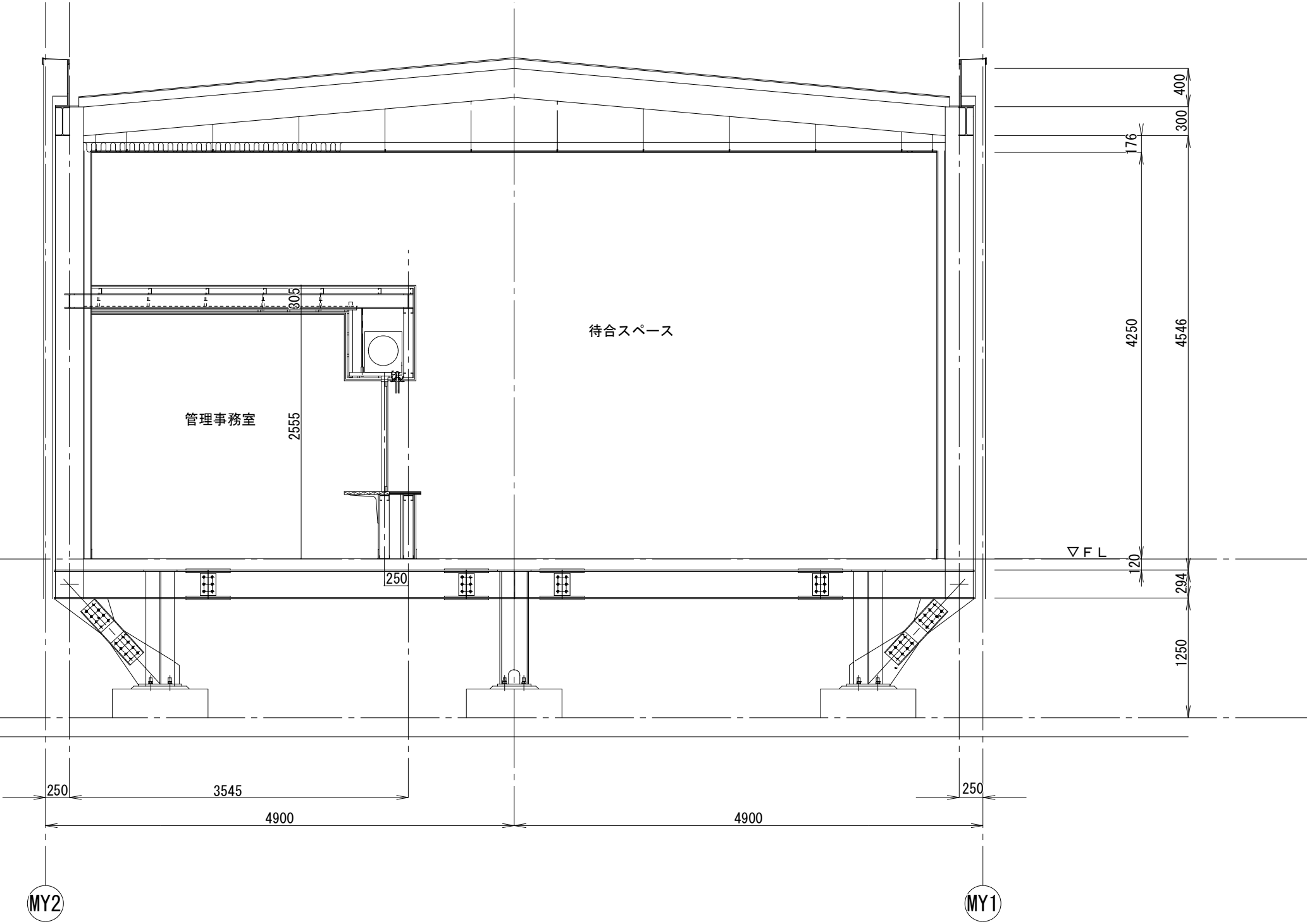
- ① 冷媒管口径、電気配線サイズは製造者の標準仕様とする。
- ② 屋内機、屋外機間の電気配線(アース共)は冷媒管と共巻きとする。
- ③ 冷媒はオゾン層破壊係数ゼロのものとする。
- ④ 補助電気ヒーター又は加湿器を組込む場合は、送風機とインターロックする。
- ⑤ 屋外機の防振措置は、図示による。



凡 例			
記 号	名 称	記 号	名 称
— R —	冷 媒 管	——	新設配管、ダクト
— D —	ド レ ン 管	——	貫通口はつり補修箇所
— // —	リモコン配線		
[R]	リモコン		
— EA —	風 道 排 気		
— OA —	風 道 外 気		
[㊦]	天 井 換 気 扇		
[㊥]	壁 付 換 気 扇		
[㊧]	吹 出 口		
[㊨]	吸 込 口		
[㊩]	屋 外 フ ード		



増築トイレ参考断面図 1/50



待合室改修参考断面図 1/50

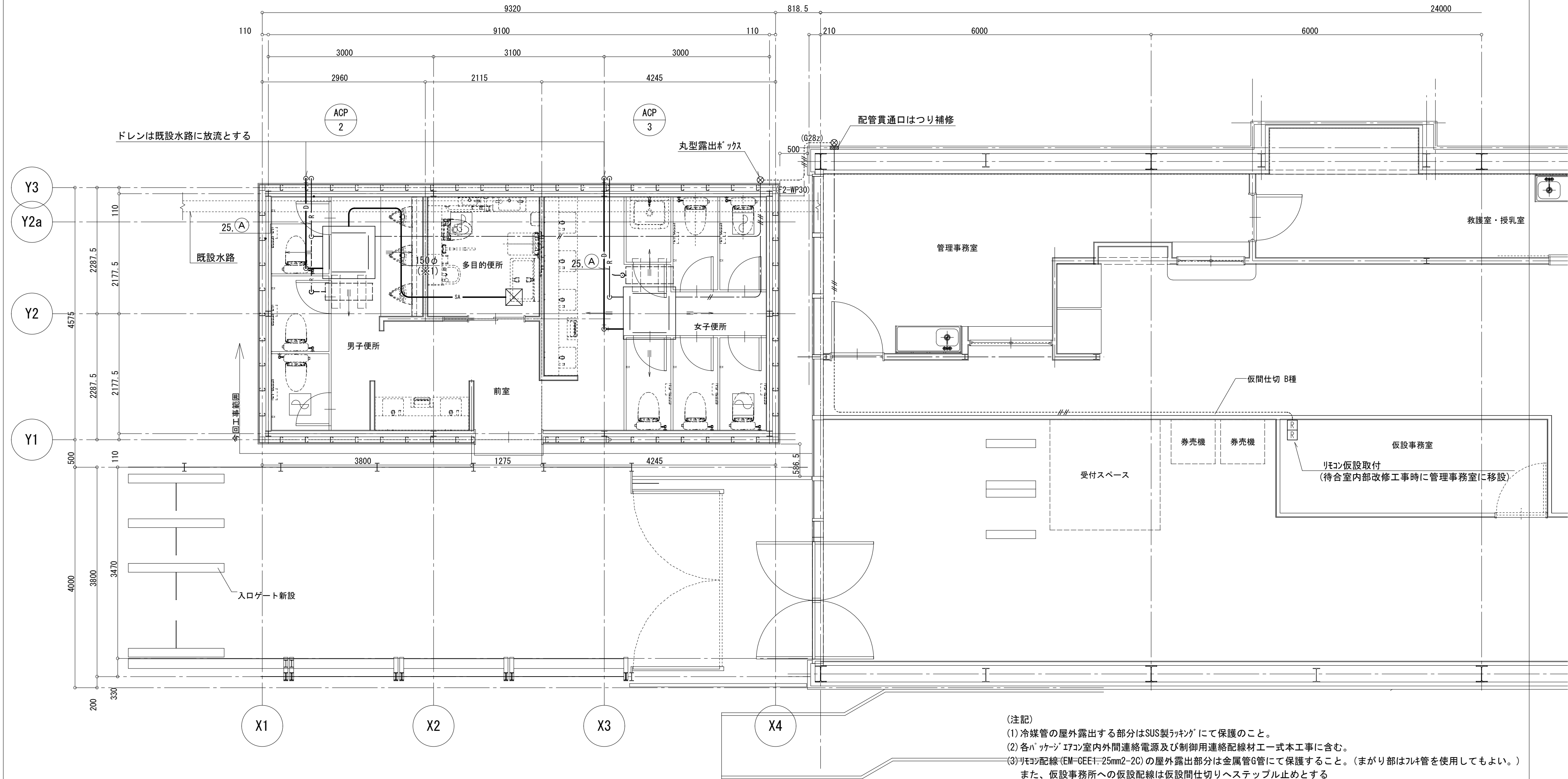
特 記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築（着手日指定型） ●図面名 増築トイレ、待合室参考断面図	●図面番号 C-03 ●縮尺 A2=1/50	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 勝幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者

(冷媒配管サイズリスト)

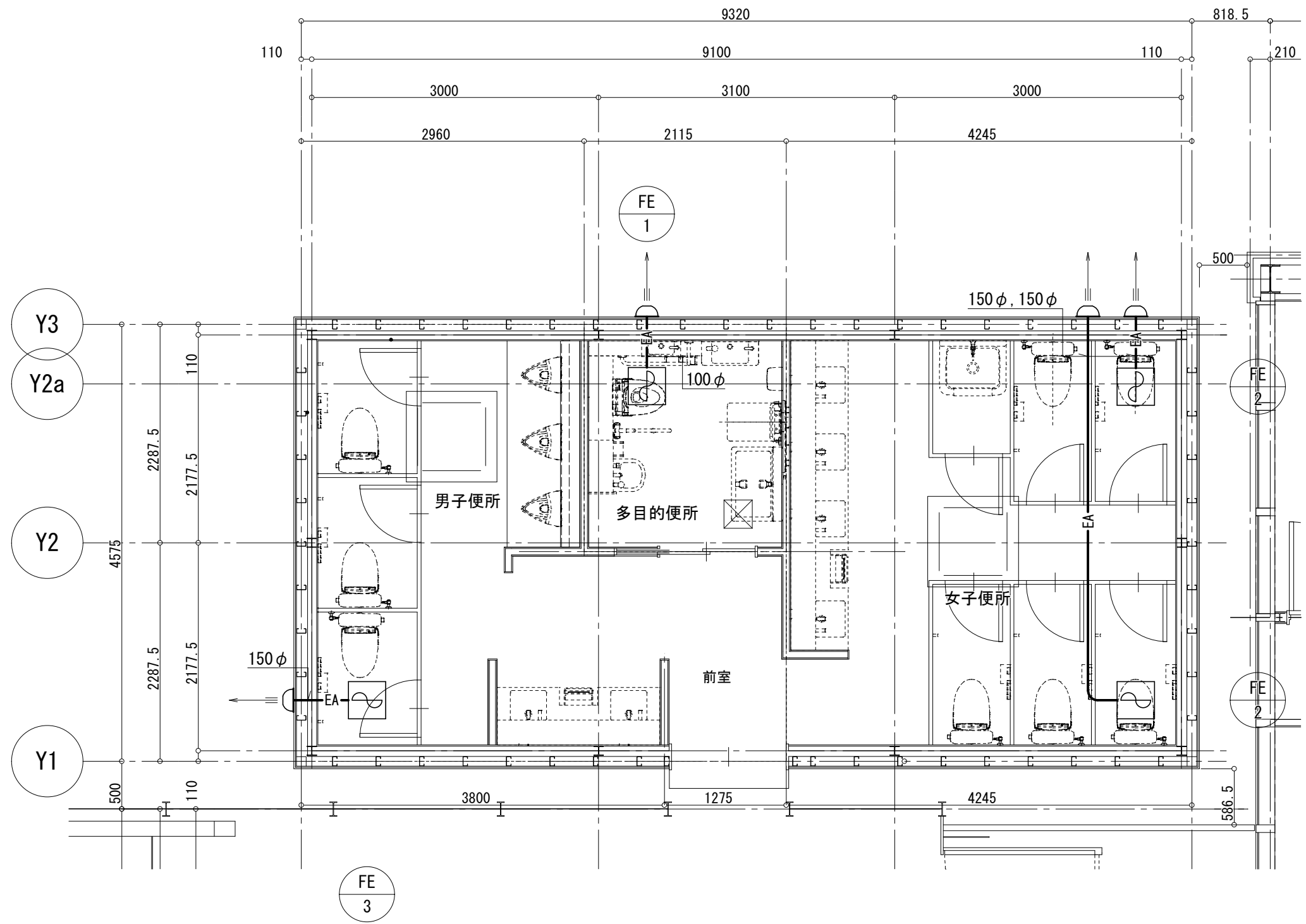
記号	液 管	ガ ス 管
Ⓐ	9.5	15.9

(制気口リスト)

多目的トイレ	
吹出口	1
VHS 300 x 300	
480 CMH	
BOX 500×500×350H	
GW25t内貼り	



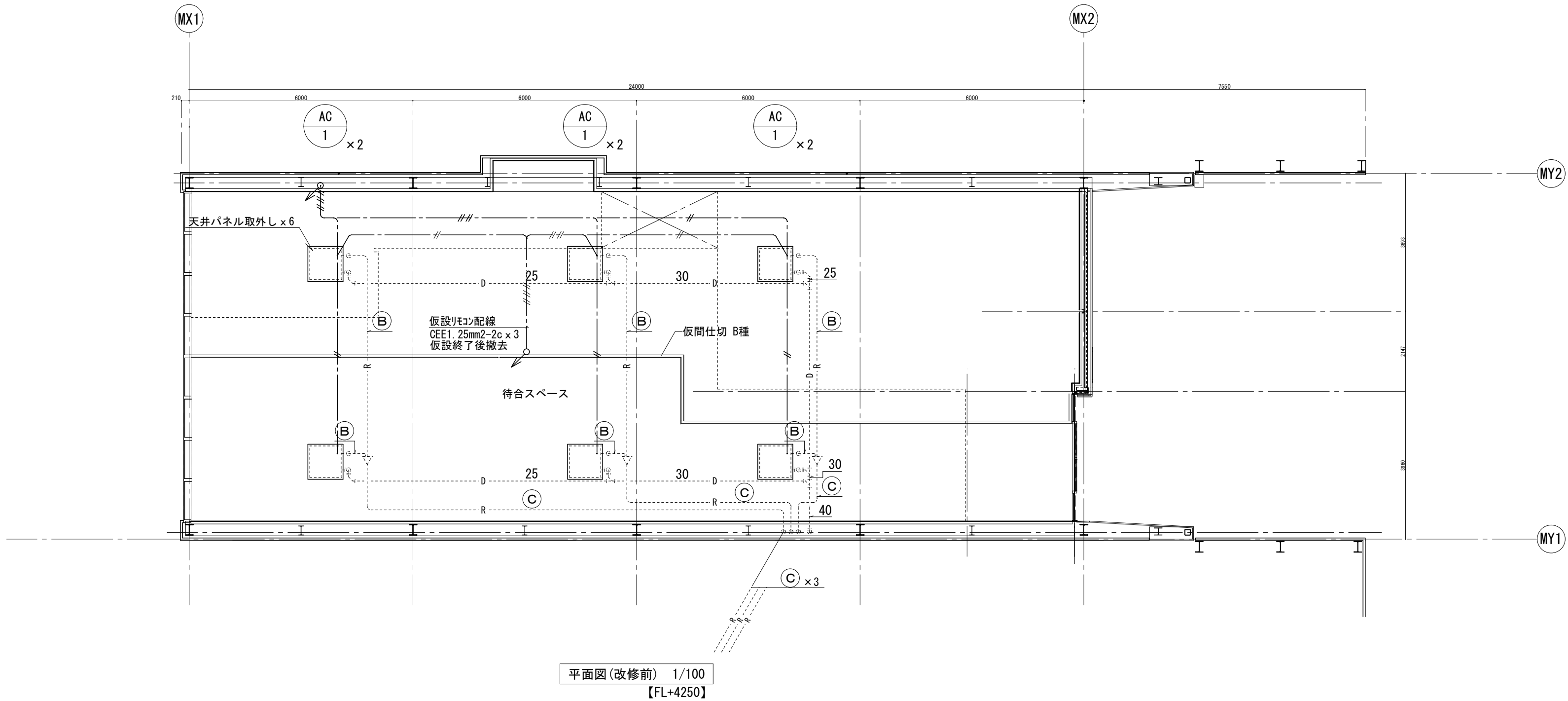
- (注記)
- (1) 冷媒管の屋外露出する部分はSUS製ラッピングにて保護のこと。
- (2) 各バックアップエアコン室内外間連絡電源及び制御用連絡配線材一式本工事に含む。
- (3) リモコン配線(EM-GEEF-25mm2-2C)の屋外露出部分は金属管G管にて保護すること。(magari部はフレ管を使用してもよい。)
- また、仮設事務所への仮設配線は仮設間仕切りヘステップル止めとする
- (4) 室外機は床下スペースに設置とする。
- (5) (※1)：分岐用ダクトに保温(25mm厚)を行うこと。



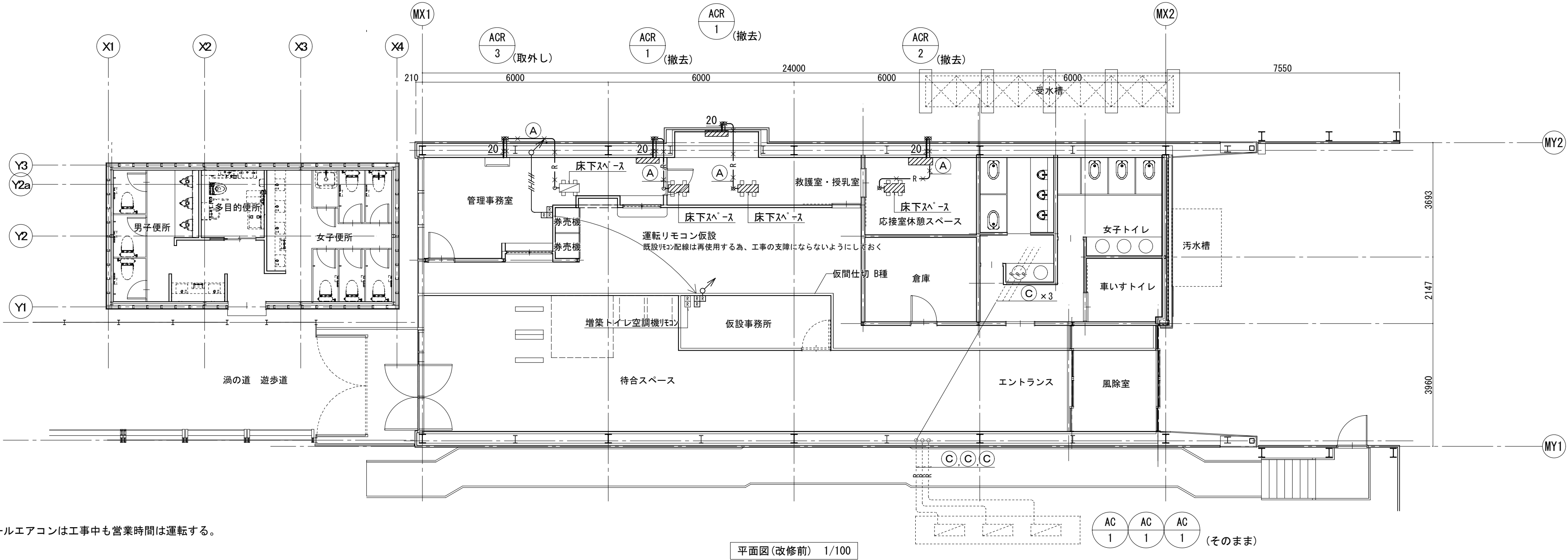
特 記	徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築（着手日指定型）	●図面番号 C-07	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 勝幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者
			●図面名 換気設備 増築トイレ平面図	●縮尺 A2=1/50				

冷媒配管サイズリスト

記号	液 管	ガ ス 管
Ⓐ	6.35	9.52
Ⓑ	9.52	15.88
Ⓒ	12.7	25.4



平面図 (改修前) 1/100
【FL+4250】



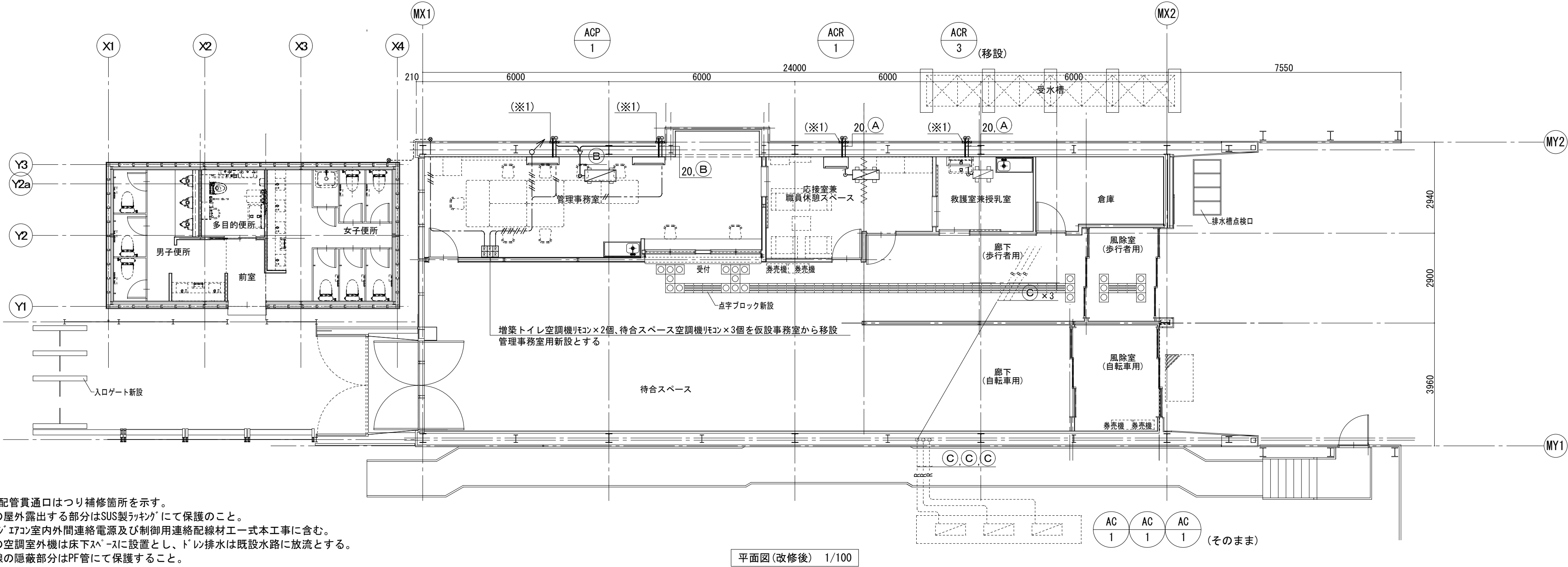
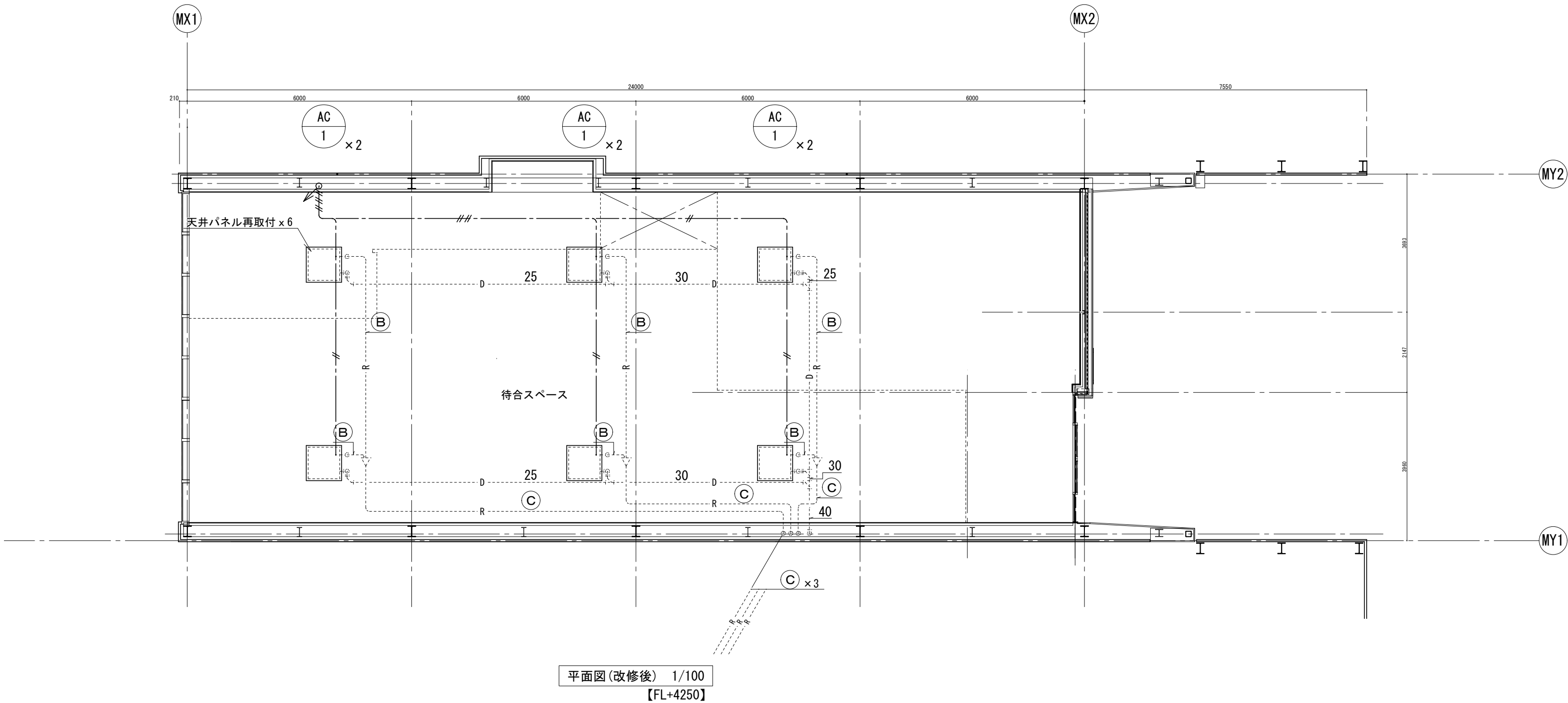
平面図 (改修前) 1/100

(注記)
(1) 待合ホールエアコンは工事中も営業時間は運転する。

特 記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築 (着手日指定型) ●図面名 空 気 設 備 待 合 室 平 面 図 (改 修 前)	●図面番号 C-08 ●縮尺 A2=1/100	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 勝幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者

冷媒配管サイズリスト

記号	液 管	ガ ス 管
Ⓐ	6.35	9.52
Ⓑ	9.52	15.88
Ⓒ	12.7	25.4



(注記)

- (※1)：配管貫通口はつり補修箇所を示す。
- 冷媒管の屋外露出する部分はSUS製ラッピングにて保護のこと。
- 各パッケージエアコン室内外間連絡電源及び制御用連絡配線材一式本工事に含む。
- 各部屋の空調室外機は床下スペースに設置とし、ドレン排水は既設水路に放流とする。
- エアコン配線の隠蔽部分はPF管にて保護すること。

特 記

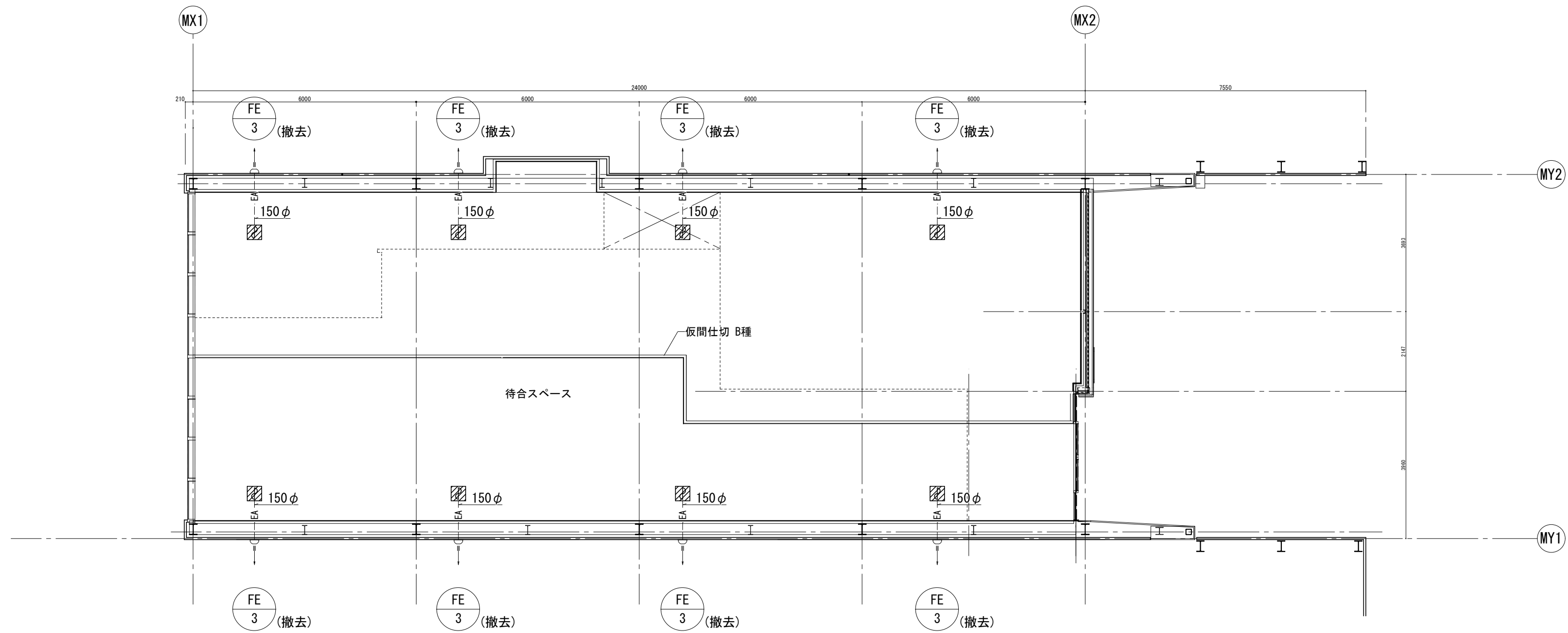
徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築（着手日指定型）
●図面名
空調設備 待合室平面図（改修後）

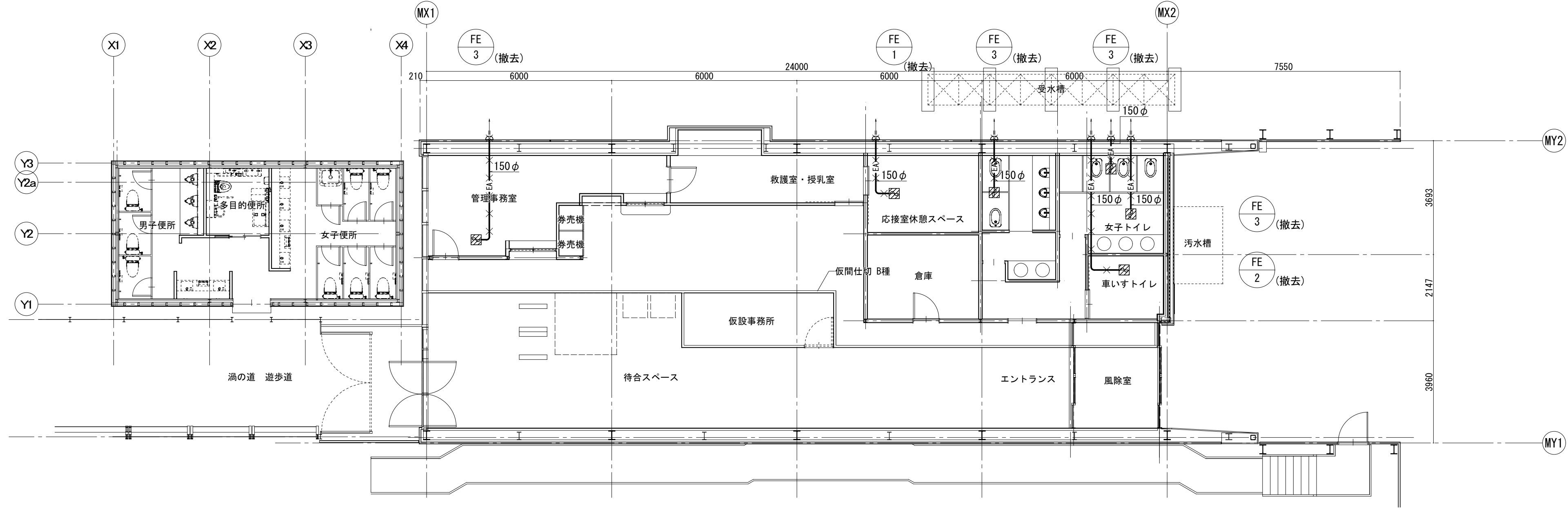
●図面番号
C-09
●縮尺
A2=1/100

株式会社 スバル設計
管理建築士 一級建築士No.203045 藤川 勝幸
Tel.0883-77-3466 Fax.0883-77-3112

所長 設計長 担当者

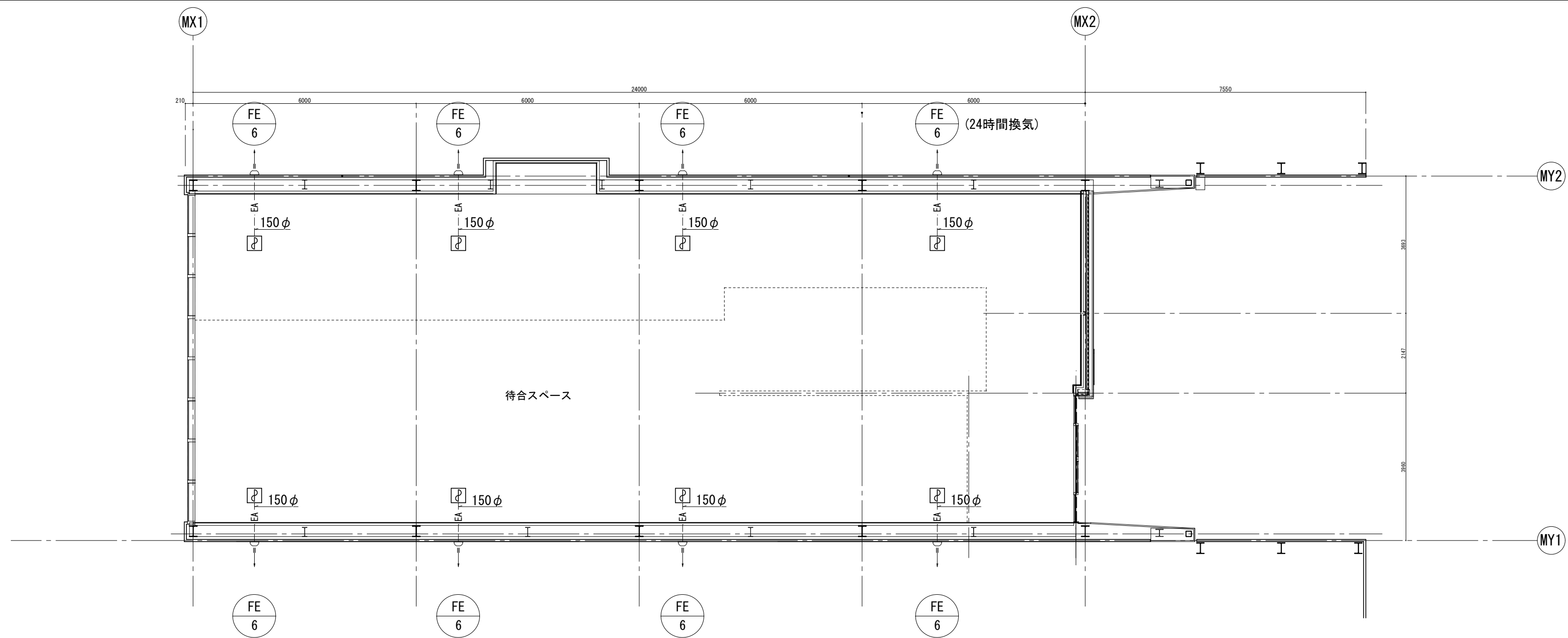


平面図(改修前) 1/100
【FL+4250】

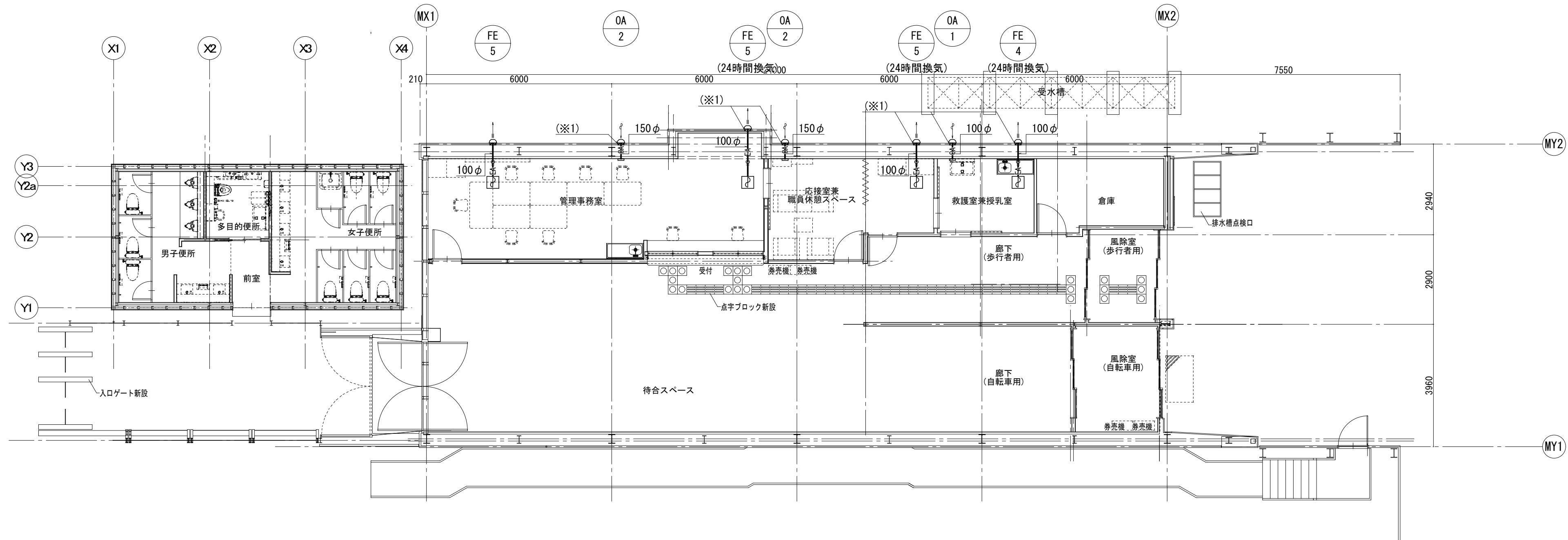


平面図(改修前) 1/100

特 記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築（着手日指定型） ●図面名 換気設備 待合室平面図（改修前）	●図面番号 C-10 ●縮尺 A2=1/100	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士No.203045 藤川 勝幸 Tel.0883-77-3466 Fax.0883-77-3112	所長	設計長	担当者



平面図(改修後) 1/100
【FL+4250】



平面図(改修後) 1/100

(注記)
(1) (※1) : 外貫通口はつり補修箇所を示す。

特 記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築 (着手日指定型) ●図面名 換気設備 待合室平面図(改修後)	●図面番号 C-11 ●縮尺 A2=1/100	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 勝幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者

